平成２８年（フ）第１１号
三重県鳥羽市小浜町237番地１　胡蝶蘭206号
債務者　松尾　龍子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第５号
和歌山県東牟婁郡串本町西向450番地　リバーハイツ古座団地Ｄ13
債務者　北浦　友和
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第３６号
岡山県倉敷市粒江2708番地16
債務者　佐藤　一教
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
岡山県倉敷市粒江2708番地16
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２１９３号
札幌市北区百合が原９丁目12番１号　ハイセレールファクトリー101号
債務者　菅原　千恵
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０８号
札幌市清田区里塚３条１丁目７番10号
シャーメゾン・サニーＡ一101号
債務者　高橋健一郎
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１４号
札幌市中央区宮の森１条13丁目３番13号
債務者　平田　真也
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２９号
札幌市白石区本通４丁目南８番３号　ロイヤルハイム白石302号
債務者　大塚　庸子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６９号
北海道恵庭市駒場町１丁目４番10一603号
債務者　菅原　昭仁
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７０号
北海道恵庭市駒場町１丁目４番10一603号
債務者　菅原　昌美
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７５号
札幌市清田区北野３条４丁目７番５号
債務者　明石　和幸
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７６号
札幌市清田区北野３条４丁目７番５号
債務者　明石　康子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８８号
札幌市白石区本通６丁目南１番５一106号
債務者　梅津　良美
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８９号
札幌市白石区本通６丁目南１番５一106号
債務者　久光麻夕実（旧姓加賀・旧名まゆみ）
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９７号
札幌市東区北47条東17丁目１番26一101号
債務者　村上　邦彦
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９９号
北海道恵庭市和光町２丁目４番10号
債務者　安武　美香（旧姓松島）
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０７号
札幌市東区東苗穂14条３丁目23番12号　幸和ハイツＣ号
債務者　佐藤麻理子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０８号
札幌市東区東苗穂14条３丁目23番12号　幸和ハイツＣ号
債務者　佐藤　将光
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部